

独立行政法人日本学生支援機構  
平成17年細則第7号  
最近改正 令和元年規程第3号

保有個人情報の開示請求に係る手数料及び開示の実施方法に関する細則を次のように定める。

平成17年3月23日

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 北原保雄

保有個人情報の開示請求に係る手数料及び開示の実施方法に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、個人情報保護規程（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第7号。以下「規程」という。）第41条第2項に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における保有個人情報の開示請求に係る手数料及び開示の実施方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料)

第2条 開示請求に係る手数料の額は、保有個人情報が記載されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、開示請求書に現金又は定額小為替証書を添えて納付するものとする。

(開示の実施方法)

第3条 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については別表左欄の文書の種別に応じて、同表右欄の開示の実施方法により行うものとする。

(郵送料)

第4条 保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に用する費用は、郵便切手で納付するものとする。

(開示、訂正及び利用停止の受付窓口)

第5条 開示、訂正及び利用停止の窓口は、情報の公開に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第9号）第4条に規定する、情報公開の受付窓口とし、規程第44条第2項の苦情の相談の受付等を行う窓口を兼ねるものとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成17年3月23日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年細則第2号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第17号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第36号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第3号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表

文書の種別	開示の実施の方法
1 文書又は図画(2の項に該当するものを除く。)	<p>ア 閲覧</p> <p>イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧</p> <p>ウ 複写機により用紙に複写したものの交付又は送付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)</p> <p>エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付又は送付</p> <p>オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付又は送付</p> <p>カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付</p> <p>キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付又は送付</p>
2 写真フィルム	<p>ア 印画紙に印画したものの閲覧</p> <p>イ 印画紙に印画したものの交付又は送付</p>
3 録音テープ又は録音ディスク	<p>ア 専用機器により再生したものの聴取</p> <p>イ 録音カセットテープに複写したものの交付又は送付</p>
4 ビデオテープ又はビデオディスク	<p>ア 専用機器により再生したものの視聴</p> <p>イ ビデオカセットテープに複写したものの交付又は送付</p>
5 電磁的記録(3の項又は4の項に該当するものを除く。)	<p>ア 用紙に出力したものの閲覧</p> <p>イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴</p> <p>ウ 用紙に出力したものの交付又は送付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)</p> <p>エ 用紙にカラーで出力したものの交付又は送付</p> <p>オ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付</p> <p>カ 光ディスクに複写したものの交付又は送付</p>